

## 水素モビリティ（商用車）導入促進補助事業補助金（燃料費価格差支援）実施要領

この要領は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、環境部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）等に定めるもののほか、要綱第 22 条第 1 項に基づき、水素モビリティ（商用車）導入促進補助事業補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

### 第 1 条 要綱及び本要領における用語の定義

#### (1) 「F C 大型トラック」

搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、車両総重量 8 トン以上の車両

#### (2) 「F C 小型トラック」

搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、車両総重量 2.5 トン以上 8 トン未満の車両

#### (3) 「F C バス」

搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、主として一般乗合旅客自動車運送事業の用に供される乗合自動車

#### (4) 「水素エンジントラック」

水素を燃料とする内燃機関を原動機とする検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、貨物自動車に該当する車両

#### (5) 「リース契約」

水素モビリティ（商用車）の貸主が、当該水素モビリティ（商用車）の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該水素モビリティ（商用車）を使用収益する権利を与え、借主は、貸主に対し、当該水素モビリティ（商用車）の使用料を支払う契約

#### (6) 「リース事業者」

リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたもの（以下「リース契約等」という。）に基づき、水素モビリティ（商用車）の貸付等を行う者

### 第 2 条 補助事業の対象となる者

令和 7 年度以降、県の補助を受けて導入した、県内に使用の本拠を置く水素モビリティ（商用車）を運用する者

### 第 3 条 補助事業の対象となる経費

補助金の交付対象となる経費は、県内の水素ステーションで令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月 31 日（水）の期間において充填した水素の購入費と既存燃料（軽油）との差額とする。

ただし、国・地方公共団体からの公費による委託事業で使用する水素モビリティ（商用車）の運行に係る水素燃料代は除く。

#### 第4条 補助金の額

補助金の額は、A：水素燃料代実績（税込）とB：水素充填量実績にC：県内の軽油実勢価格相当価格（※1）を乗じた額との差額の2分の1を、100分の110で除した価格とし、補助上限額は、1台あたりFC大型トラックは2,400千円/年、FC小型トラックは960千円/年、水素エンジントラックは1,152千円/年とする。

$$[\{A：水素燃料代実績（税込） - (B：充填量実績 \times C：県内の軽油実勢価格相当価格)\} \times 1 / 2] \div (110 \div 100)$$

ただし、十円未満の端数があるときは、事業者ごとにこれを切り捨てるものとする。

※1 軽油実勢価格相当価格の算出には、資源エネルギー庁が行う石油製品価格調査の兵庫県内における軽油店頭価格を参照することとし、毎月末時点の軽油店頭価格に基づき当該月の軽油実勢価格相当価格を定めることとする。

#### 第5条 補助金の交付条件

補助金の交付を受ける者は、「水素充填実績報告書（別紙）」を作成し、これを当該月の翌月の末日までに、毎月、知事へ提出すること。

#### 第6条 交付決定前の事前着手

- 1 要綱第4条の規定による交付決定の前に事業に着手する必要がある場合は、事前着手承認申請書（別紙様式4 燃料費用）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を事前着手承認通知書（別紙様式5 燃料費用）により当該申請者に通知するものとし、事前着手承認申請書に記載の着手予定年月日以降に発生した経費（当該年度中に発生したものに限る。）についても補助事業の対象とするものとする。ただし、事前着手承認通知をもって、本補助金の交付が決定するものではない。

#### 第7条 交付申請に必要な書類

交付申請に必要な書類は次のとおりとする。

|        | 提出書類                                            | 様式                     |
|--------|-------------------------------------------------|------------------------|
| 申請書    | 補助金交付申請書                                        | 要綱様式第1号<br>別記 収支予算書    |
|        | 誓約書※                                            | 要綱様式第1号の2<br>誓約書（暴排条例） |
| （添付書類） |                                                 |                        |
| 1      | 補助対象事業の概要〔予定〕                                   | 別紙様式1 燃料費用             |
| 2      | 登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書【写し】（発行日が3ヶ月以内のもの）※ |                        |
| 3      | 消費税及び地方消費税の取扱いについて〔報告〕                          | 別紙様式2                  |
| 4      | 対象車両の自動車検査証及び自動車検査証記録事項【写し】                     |                        |

|   |                |  |
|---|----------------|--|
| 5 | その他知事が必要と認める書類 |  |
|---|----------------|--|

※リース契約等を行う場合、リース事業者とリース予定先事業者の両方が必要。  
地方公共団体は提出不要。

第 8 条 実績報告に必要な書類

実績報告に必要な書類は、次のとおりとする。

|        | 提出書類                | 様式                    |
|--------|---------------------|-----------------------|
| 報告書    | 補助事業実績報告書           | 要綱様式第 8 号<br>別記 収支決算書 |
| (添付書類) |                     |                       |
| 1      | 補助対象事業の概要〔確定〕       | 別紙様式 3 燃料費用           |
| 2      | 水素充填実績報告書（別紙）       |                       |
| 3      | 領収書等の支払が確認できる書類【写し】 |                       |
| 4      | その他知事が必要と認める書類      |                       |

附則

- この実施要領は、令和 7 年 11 月 12 日から施行する。  
一部を改正したこの要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 当該補助金の交付決定に係る必要な手続き及びその他の行為は、この実施要領の施行の日前においても、この実施要領の規定の例によりすることができる。